

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A 1 次の記述は、無線局の変更等の許可及び変更検査について、電波法（第17条及び第18条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。ただし、総務省令で定める無線設備の変更の工事の軽微な事項については、この限りでない。

のただし書の事項について無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

の無線設備の変更の工事は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、第7条（申請の審査）第1項第1号又は第2項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事が結果が C に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、 D の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その D を省略することができる。

A	B	C	D
1 通信の相手方、通信事項	周波数又は電波の型式	第3章に定める技術基準	全部
2 通信の相手方、通信事項	周波数、電波の型式又は空中線電力	の許可の内容	一部
3 無線局の目的	周波数又は電波の型式	の許可の内容	全部
4 無線局の目的	周波数、電波の型式又は空中線電力	第3章に定める技術基準	一部

A 2 次の記述は、無線局の登録の特例について、電波法（第27条の29）の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第27条の18（登録）第1項の登録を受けなければならない無線局を同項の総務省令で定める区域内に2以上開設しようとする者は、その無線局が A（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくするものである限りにおいて、この条から第27条の34（包括登録人に関する適用除外等）までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の B。

の規定による登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- (3) 無線設備を設置しようとする区域（移動する無線局にあっては、移動範囲）
- (4) C

の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

A	B	C
1 周波数及び無線設備の規格	登録を受けることができる	周波数及び空中線電力
2 周波数及び無線設備の規格	登録を受けなければならない	電波の型式、周波数及び空中線電力
3 無線設備の規格	登録を受けることができる	電波の型式、周波数及び空中線電力
4 無線設備の規格	登録を受けなければならない	周波数及び空中線電力

A 3 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の条件について、電波法（第35条）及び電波法施行規則（第28条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。）の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置のうち一又は二の措置をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 予備設備を備えること。
- (2) その船舶の □A に定期に点検を行い、並びに停泊港に整備のために必要な □B を備えること。
- (3) その船舶の □C に行う整備のために必要な □B を備え付けること。

の規定により、義務船舶局等の無線設備についてとらなければならない措置は、次のとおりとする。

- (1) 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもの（□D を航行するものを除く。）の義務船舶局等の無線設備については、の(1)から(3)までの措置のうち二の措置
- (2) (1)以外の義務船舶局等の無線設備については、の(1)から(3)までの措置のうち一の措置

	A	B	C	D
1	航行中	計器及び予備品	入港中	A 1 海域のみ
2	航行中	予備品	入港中	A 1 海域のみを航行するもの並びにA 1 海域及びA 2 海域のみ
3	入港中	計器及び予備品	航行中	A 1 海域のみを航行するもの並びにA 1 海域及びA 2 海域のみ
4	入港中	予備品	航行中	A 1 海域のみ

A 4 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法（第39条）、電波法施行令（第3条）及び電波法施行規則（第34条の2）の規定に照らし、主任無線従事者として選任された第一級総合無線通信士の監督の下においても無線従事者の資格を有しない者が行うことのできない無線設備の操作を1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局の無線設備の技術操作
- 2 海岸地球局の無線設備の技術操作
- 3 船舶のための無線航行のためのレーダーの技術操作
- 4 船舶局の無線設備（モールス符号を送り、又は受ける無線電信を除く。）の通信操作（遭難通信、緊急通信及び安全通信に関するものを除く。）
- 5 船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの（当該船舶地球局のある船舶が航行中であるため第一級総合無線通信士の資格を有する無線従事者を補充することができない場合を除く。）

A 5 次の記述は、遭難通信責任者の配置について、電波法（第50条）及び電波法施行規則（第35条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの義務船舶局には、遭難通信責任者（その船舶における□A に関する事項を統括管理する者をいう。以下同じ。）として、総務省令で定める無線従事者であって、船舶局無線従事者証明を受けているものを配置しなければならない。

の総務省令で定める無線従事者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 第一級総合無線通信士又は第一級海上無線通信士
- (2) □B
- (3) 第三級海上無線通信士

遭難通信責任者は、当該無線局に選任されている無線従事者のうち、の(1)から(3)までの順序に従い、できるだけ上位の資格を有する者とする。

□C は、遭難通信責任者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を行うことができないときは、当該無線局に選任されている無線従事者のうちから遭難通信責任者に代わってその職務を行う者を指名することができる。

	A	B	C
1	遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級海上無線通信士	免許人
2	遭難通信、緊急通信及び安全通信	第二級海上無線通信士	船舶の責任者
3	遭難通信	第二級海上無線通信士	免許人
4	遭難通信	第二級総合無線通信士又は第二級海上無線通信士	免許人
5	遭難通信	第二級総合無線通信士又は第二級海上無線通信士	船舶の責任者

A 6 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について、電波法施行規則(第34条の7)の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波法第39条(無線設備の操作)第7項の規定により、免許人又は同法第27条の23(変更登録等)第1項の登録人(以下「免許人等」という。)は、主任無線従事者を □ A □ 無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
 免許人等は、□ の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から □ B □ 以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
 及び □ C □ の規定にかかわらず、□ C □ であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 選任するときは、あらかじめ	3年	船舶又は航空機が航行中
2 選任するときは、あらかじめ	5年	船舶又は航空機が航行中
3 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から3箇月以内に	3年	船舶又は航空機が航行中
4 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	5年	船舶が航行中
5 選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内に	3年	船舶が航行中

A 7 次の記述は、混信等の防止について、電波法(第56条)の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線局は、□ A □ 又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□ B □ については、この限りでない。
 □ C □ に規定する指定は、□ C □ により行う。
 総務大臣は、□ に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。

A	B	C
1 宇宙無線通信業務	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	総務大臣がその職権
2 宇宙無線通信業務	遭難通信	当該指定に係る受信設備を設置している者の申請
3 気象業務	電波法第74条(非常の場合の無線通信)の通信	当該指定に係る受信設備を設置している者の申請
4 他の無線局	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信	当該指定に係る受信設備を設置している者の申請
5 他の無線局	遭難通信	総務大臣がその職権

A 8 次の記述は、航空局等の運用義務時間について、電波法(第70条の3)及び無線局運用規則(第143条及び第144条)の規定に沿って述べたものである。□□□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□□□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

□ A □ 及び航空機地球局は、総務省令で定める時間運用しなければならない。
 航空局及び航空地球局(陸上に開設する無線局であって、□ B □ の中継により航空機地球局と無線通信を行うものをいう。)は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
 □ A □ の規定による□ A □ の運用義務時間は、その航空機の航行中常時とする。
 □ B □ の規定による航空機地球局の運用義務時間は、次に定めるとおりとする。
 (1) 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うもの □ C □ その航空機が別に告示する区域を航行中常時
 (2) 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないもの □ C □
 □ C □ のただし書の規定による航空局及び航空地球局が常時運用することを要しない場合は、別に告示する。

A	B	C
1 義務航空機局	人工衛星局	運用可能な時間
2 義務航空機局	宇宙局	運用可能な時間
3 義務航空機局	人工衛星局	航行中常時
4 航空機局	宇宙局	運用可能な時間
5 航空機局	人工衛星局	航行中常時

A 9 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条、第7条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中 □ A □、□ B □、その機能を確かめておかなければならない。

電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）においては、□ C □、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 □ A □、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第6項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 □ A □、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 □ C □ 当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。

から までの義務船舶局等においては、 から までの規定により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めるときは、その旨を □ D □ に通知しなければならない。

A	B	C	D
1 毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月1回以上	船舶の責任者
2 毎日1回以上	当該無線設備により通信連絡を行い	毎週1回以上	遭難通信責任者
3 毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎週1回以上	遭難通信責任者
4 毎日正午及び午後8時の2回	当該無線設備により通信連絡を行い	毎月1回以上	船舶の責任者
5 毎日正午及び午後8時の2回	当該無線設備の試験機能を用いて	毎週1回以上	遭難通信責任者

A 10 次の記述は、海上移動業務における電波の使用制限について、無線局運用規則（第58条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

27, 524 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 遭難通信、緊急通信（医事通報に係るものにあつては、□ A □の周波数の電波については、緊急呼出しに限る。）又は安全呼出し（□ B □の周波数の電波については、安全通信）を行う場合
- (2) 呼出し又は応答を行う場合
- (3) 準備信号（応答又は通報の送信の準備に必要な略符号であつて、呼出事項又は応答事項に引き続いて送信されるものをいう。）を送信する場合
- (4) 27, 524 kHzの周波数の電波については、海上保安業務に関し急を要する通信その他船舶の航行の安全に関し急を要する通信（(1)に掲げる通信を除く。）を行う場合

500 kHz、2, 182 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、□ C □にわたってはならない。ただし、□ D □の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び□ E □の周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A	B	C	D	E
1 27, 524 kHz	156.8 MHz	30秒以上	156.8 MHz	2, 182 kHz
2 27, 524 kHz	156.8 MHz	1分以上	2, 182 kHz	156.8 MHz
3 27, 524 kHz	156.8 MHz	1分以上	156.8 MHz	2, 182 kHz
4 156.8 MHz	27, 524 kHz	1分以上	2, 182 kHz	156.8 MHz
5 156.8 MHz	27, 524 kHz	30秒以上	156.8 MHz	2, 182 kHz

A 11 船舶局における遭難警報又は遭難警報の中継の送信は、どの者の命令がなければ行うことができないか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- | | | | | |
|-------|----------|----------|-----------|----------|
| 1 免許人 | 2 船舶の責任者 | 3 船舶の運行者 | 4 遭難通信責任者 | 5 船舶の所有者 |
|-------|----------|----------|-----------|----------|

A 12 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の5）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれを A しなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 B を適当な海岸局に通報しなければならない。

船舶局は、 の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

船舶局は、 の規定により聴守を行った場合であって、その聴守において、当該遭難警報に対して他のいずれの無線局の応答（第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）第7項の規定による海岸局からの遭難警報の中継の送信及び第81条の3（遭難警報等を受信した海岸局のとるべき措置）第1項の規定による遭難警報の中継に対する海岸局の応答を含む。）も認められないときは、これを適当な海岸局に通報し、かつ、当該遭難警報に対する C の応答があるまで引き続き聴守を行わなければならない。

船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに D 。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

A	B	C	D
1 その船舶の責任者に通知	これに応答し、かつ、当該遭難警報	海岸局	応答しなければならない
2 その船舶の責任者に通知	当該遭難警報	他の無線局	応答しなければならない
3 その船舶の責任者に通知	これに応答し、かつ、当該遭難警報	他の無線局	応答してはならない
4 海上保安庁その他の救助機関に通報	当該遭難警報	他の無線局	応答してはならない
5 海上保安庁その他の救助機関に通報	これに応答し、かつ、当該遭難警報	海岸局	応答しなければならない

A 13 次の記述は、遭難航空機局が遭難通信に使用する電波について、無線局運用規則（第168条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

遭難航空機局が遭難通信に使用する電波は、 A 又は交通情報航空局から指示されている電波がある場合にあっては当該電波、その他の場合にあっては航空機局と航空局との間の通信に使用するのためにあらかじめ定められている電波とする。ただし、当該電波によることができないか又は不適當であるときは、この限りでない。

の電波は、遭難通信の開始後において、 B 必要と認められる場合に限り、変更することができる。この場合においては、できる限り、当該電波の変更についての送信を行わなければならない。

遭難航空機局は、 の電波を使用して遭難通信を行うほか C を使用して遭難通信を行うことができる。

A	B	C
1 責任航空局	救助を受けるため	J3E電波2,182kHz又はF3E電波156.8MHz
2 責任航空局	混信その他の妨害を避けるため	F3E電波156.65MHz又は156.8MHz
3 運航管理用の航空局	救助を受けるため	F3E電波156.65MHz又は156.8MHz
4 運航管理用の航空局	混信その他の妨害を避けるため	J3E電波2,182kHz又はF3E電波156.8MHz

A 14 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 無線局の免許人又は登録人は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 無線局の免許人又は登録人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人又は登録人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 総務大臣は、電波法を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- 無線局の免許人は、無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A 15 次の記述は、無線局の監督について、電波法（第76条の2及び第76条の3）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、特定無線局について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の□A□のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく□B□ことが確実に認められるに足る相当な理由があるときは、その指定無線局数を□C□ことができる。この場合において、総務大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものとする。

総務大臣は、第71条（周波数等の変更）第1項の規定により周波数の指定を変更し、又は周波数の変更を命ずる場合のほか、第26条の2（電波の利用状況の調査等）第3項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てることが可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局（登録局を除く。）の周波数の指定を変更し、当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の□D□ことができる。

	A	B	C	D
1	最小	下回る	追加する	免許又は登録を取り消す
2	最小	上回る	削減する	運用を制限する
3	最大	下回る	削減する	免許又は登録を取り消す
4	最大	上回る	追加する	運用を制限する
5	最大	下回る	追加する	運用を制限する

A 16 次に掲げる事項のうち、航空機局に備え付ける無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第40条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数
- 2 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 3 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- 4 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数
- 5 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるときは、その事実

A 17 次の記述は、電気通信の停止について、国際電気通信連合憲章（第34条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

構成国は、国内法令に従って、□A□と認められる私報又は□B□に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。この場合には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が□A□と認められる場合は、この限りでない。

構成国は、また、国内法令に従って、他の私用の電気通信であって□A□と認められるもの又は□B□に反すると認められるものを切断する権利を留保する。

	A	B
1	国の安全を害する	国際慣習
2	国の安全を害する	その法令、公の秩序若しくは善良の風俗
3	国際信義に反する	国際慣習
4	国際信義に反する	その法令、公の秩序若しくは善良の風俗

A 18 次の記述は、虚偽の遭難信号等について、国際電気通信連合憲章（第47条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号□A□の伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□B□探知し及び識別するために協力することを約束する。

	A	B
1	又は安全信号	自国の管轄の下にある局を
2	又は安全信号	いずれの国の管轄の下にある局をも
3	、安全信号又は識別信号	自国の管轄の下にある局を
4	、安全信号又は識別信号	いずれの国の管轄の下にある局をも

A 19 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条及び付属書）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、□Aに従って無線通信業務を行う事業者の□Bに有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。

各構成国は、認められた事業者その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業者に□Bの規定を遵守させることを約束する。

構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が□Bに有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は□Aに従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、□C混信をいう。

A	B	C
1 国際電気通信規則	無線通信又は無線業務	若しくは妨害する
2 国際電気通信規則	国際電気通信業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する
3 無線通信規則	無線通信又は無線業務	若しくは妨害する
4 無線通信規則	国際電気通信業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する
5 無線通信規則	無線通信又は無線業務	若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する

A 20 次の記述は、聴守について、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第4章第12規則）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶は、海上にある間、次に定めるところにより無休聴守をする。

(1) 船舶が第7規則1(2)の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いるVHF□A

(2) 船舶が第9規則1(2)又は第10規則1(3)の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数□B

(3) 船舶が第10規則2(2)又は第11規則1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数□B及び8,414.5キロヘルツ並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4,207.5キロヘルツ、6,312キロヘルツ、12,577キロヘルツ又は16,804.5キロヘルツのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した□C。この無休聴守は、走査受信機により行うことができる。

(4) 船舶が第10規則1(1)の規定によりインマルサット船舶地球局を備える場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報

A	B	C
1 第16チャンネル	2,174.5キロヘルツ	2の周波数
2 第70チャンネル	2,174.5キロヘルツ	少なくとも1の周波数
3 第13チャンネル	2,174.5キロヘルツ	2の周波数
4 第70チャンネル	2,187.5キロヘルツ	少なくとも1の周波数
5 第16チャンネル	2,187.5キロヘルツ	2の周波数

B 1 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定により、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したもの（総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを含む。）でなければ施設してはならないものに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

ア 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条（同法第29条ノ7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー

イ 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話

ウ 国際航海に従事する船舶に備える船上通信設備

エ F3E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局の送信設備及び受信設備であって、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数を使用するもの

オ 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識

B 2 次の記述は、電波法に基づく命令の規定の解釈に関して従うものとされている定義を掲げたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 「レーダー」とは、決定しようとする位置から反射され、又は再発射される無線信号と基準信号との比較を基礎とする無線測位の設備をいう。

イ 「船舶航空機間双方向無線電話」とは、船舶局又は航空機局の無線電話であって、船舶又は航空機が遭難した場合に当該船舶又は航空機と他の船舶又は航空機との間で当該船舶又は航空機の捜索及び人命の救助に係る双方向の通信を行うために使用するものをいう。

ウ 「双方向無線電話」とは、船舶局の無線電話であって、船舶が遭難した場合に当該船舶又は他の船舶（救命いかだを誘導し、又はい航する艇を含む。）と生存艇（救命艇及び救命いかだをいう。以下同じ。）との間又は生存艇相互間で人命の救助に係る双方向の通信を行うため使用するものをいう。

エ 「船舶自動識別装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であって、船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

オ 「衛星非常用位置指示無線標識」とは、遭難自動通報設備であって、船舶が遭難した場合に、レーダーから発射された電波を受信したとき、それに応答して電波を発射し、当該レーダーの指示器上にその位置を表示させるものをいう。

B 3 次の記述は、目的外使用の禁止等について、電波法（第52条から第55条まで）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された□ア（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) □イ
(6) その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、□ウ、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- (1) 免許状又は登録状に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため□エであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、□オに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 1 (1)から(6)まで 2 無線設備の設置場所 3 気象情報の受信 4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項
5 無線設備 6 放送の受信 7 十分なもの 8 必要最小のもの
9 (1)から(4)まで 10 通信の相手方又は通信事項

B 4 次の記述は、海上移動業務又は海上移動衛星業務において聴守をしなければならない無線局について、無線局運用規則（第42条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波法第65条（聴守義務）本文の総務省令で定める聴守をしなければならない無線局は、次に掲げるとおりとする。

(1) デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F1B電波□ア、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波156.525MHzの指定を受けているもの

(2) 船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの

(3) 船舶局については、次に掲げるもの

ア F3E電波□イの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）

イ 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により□ウを備える船舶局

ウ 電波法第33条の規定により□エ受信機を備える船舶局

(4) 海岸局については、F3E電波□オの指定を受けているもの

- 1 2,182kHz 2 2,187.5kHz 3 インマルサット高機能グループ呼出
4 156.65MHz又は156.8MHz 5 船舶航空機間双方向無線電話 6 ナプテックス受信機
7 156.8MHz 8 デジタル選択呼出専用 9 156.65MHz
10 156.65MHz及び156.8MHz

B 5 次の記述は、安全通報の送信について、無線局運用規則（第94条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して □ア□ を行うものとする。

□ア□ は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号に定める方法により行うものとする。

の規定により □ア□ を行った無線局は、これに引き続いて、次に掲げる □イ□ を前置して安全通報を送信するものとする。

(1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「 □ウ□ 」

(2) 無線電話による場合にあつては、「 □エ□ 」又は「警報」の3回の反復

狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、の(1)の □イ□ の次に □オ□ を前置しなければならない。

- | | | | | |
|---------|---------|------------|-----------|-----------|
| 1 安全信号 | 2 セキュリテ | 3 PAN PAN | 4 自局の識別表示 | 5 安全通報の告知 |
| 6 通報の種類 | 7 警急信号 | 8 SECURITE | 9 パン パン | 10 安全呼出し |